働くシニア応援プロジェクト

追加募集

70歳雇用推進助成金 のご案内

埼玉県では、シニアの働く場の拡大のため、**定年の廃止、定年年齢の70歳以上への引上げ（年齢の引上げが5歳以上）**のいずれかを新たに導入する企業等に対して助成金を支給します。

≪対象となる企業≫ 以下のすべてに該当すること

- ○ 県内に主たる事業所を有する企業等
- ○ 常用雇用者が(※1)10人以上（少なくとも1人は60歳以上(※2)）いる
- ○ 申請日時点で、5年以内に定年年齢に達する正社員が1人以上いる
- ○ シニア活躍推進宣言企業の認定を受けている(※3)

※1 期間を定めずに雇用されている、もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されており、いずれも申請日時点で1年以上雇用されていること

※2 60歳以上の雇用保険の被保険者で、定年年齢に達する前の正社員又は正社員を定年となった後に継続雇用された者

※3 申請日時点で、宣言企業として認定されていることが申請の要件です。（申請日時点で認定を受けていない場合は、別途ご相談ください。）

≪申請受付期間≫

平成30年 7 月17日（火）～ 11月30日（金）

※ 申請の順に審査を行い交付企業を決定します。
予算額の上限に達した場合は、期間中でも募集を締め切ることがあります。

≪１社あたりの支給額≫

常用雇用者数	支給額
10～29人	50万円
30～49人	130万円
50～99人	180万円
100人以上	200万円

＊ 審査委員会で審査した上で交付企業を決定します。審査の結果、支給対象とならない場合があります。

問い合わせ先 ： 埼玉県産業労働部シニア活躍推進課
彩の国 埼玉県
TEL 048－830－4539 FAX 048－830－4854
E-mail a4540-02@pref.saitama.lg.jp

70歳雇用推進助成金 検索

≪主な支給要件≫

※　詳細はお問い合わせください。

1　新たに（助成金の支給決定後に）定年の廃止等をすること
2　定年の廃止等に応じ就業規則を改正し労働基準監督署に届け出ること
3　労働関係法令の違反がないこと
4　税金の滞納がないこと
5　公序良俗に反する事業を行っていないこと
6　同趣旨の国や他の地方公共団体等が交付する助成金等を受給していないこと
　（例：65歳超雇用推進助成金　65歳超継続雇用促進コースなど）
7　過去に当助成金を受給していないこと

≪支給手続≫

※　支給決定後に就業規則の改正を行ってください

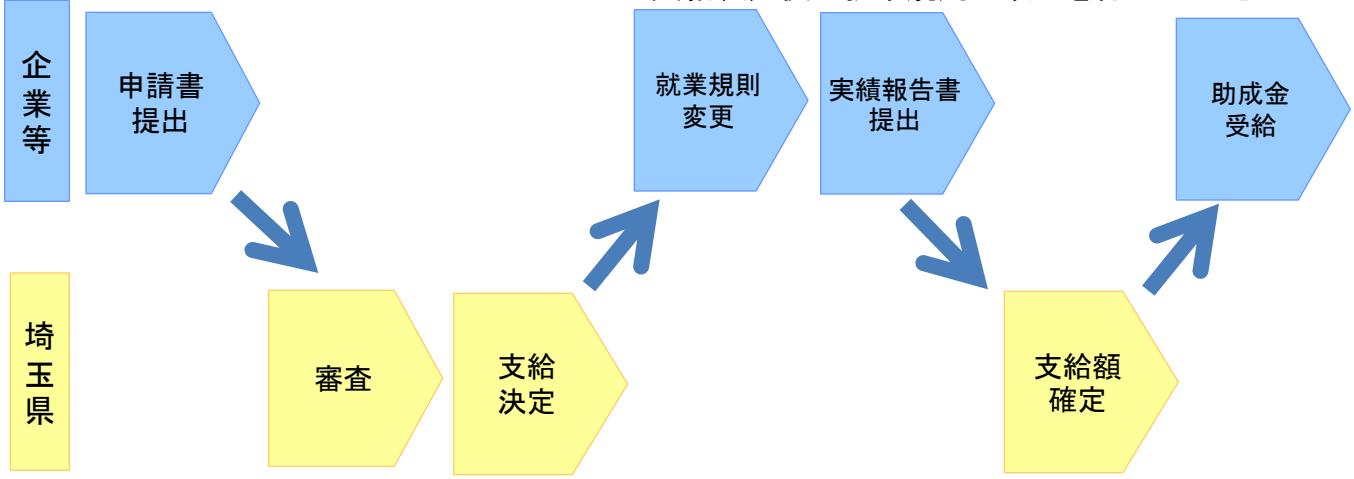

※　審査委員会で審査したうえで交付企業を決定します。審査の結果、支給対象とならない場合があります。

≪その他≫

1　助成金は、改正後の就業規則の労働基準監督署への届出等を確認後に支給します
2　要件に合致しないことが判明した場合や、5年以内に助成事業を下回る見直しを行った場合は、助成金の返還を求めることがあります
3　関係書類や添付資料の写しなどは、5年間保管しなければなりません
4　助成金を受給した企業は公表します
5　事例の発表等、県実施事業にご協力いただきます

埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

この助成金の支給要件や手続等の詳細については、埼玉県産業労働部シニア活躍推進課へお問い合わせください。（TEL　048－830－4539）

70歳雇用推進助成金　検索